

松子保第63号  
令和2年4月20日

保育施設等に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者の事業主様

松戸市長 本郷谷 健次  
( 公 印 省 略 )

### 保育施設等の登園自粛の取り扱いについて

令和2年4月10日に勤務先事業主の方に対して、保育施設の登園自粛の要請に関して、本市保育施設等に在籍する児童の保護者である従事者の方に対する在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をお願いしたところでございます。

現状の緊急事態宣言発令時において、保育施設の全てが休園してしまうと、保護者が医療従事者や介護、インフラ関係等に従事する場合など、どうしても保育の必要なご家庭の子どもの受入先がなくなり、人材の不足により医療提供体制や社会生活に大きな支障が生じるおそれがあるため、本市においては保育施設を休園しておりません。

一方、保育施設においては、子ども同士の接触機会の低減に徹底的に取り組むことが求められており、登園については、特に保育を必要とする方として、医療関係やインフラ関係等の方を対象としており、保育施設等の登園の自粛を強く要請しております。

事業主の皆様におかれましては、当該自粛要請の趣旨を踏まえ、保育施設等に在籍する児童の保護者（従事者）の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

〈問合わせ先〉

松戸市 子ども部 保育課

松戸市根本 387 番地の 5

TEL 047-366-1111 (内線 5326)

FAX 047-365-1009